

介護職員初任者研修 生活援助従事者研修 支援事業の御案内

介護サービス事業者が、所属する初任段階の介護職員（介護関係の資格を有しない者等）に「介護職員初任者研修」・「生活援助従事者研修」を受講させるために負担する受講料に対し、助成します。

申請者

介護サービスを提供する施設又は事業所を運営する事業者
（法人及び事業を営む個人をいう。）

助成対象

受講料、テキスト代、修了試験代、実習費等
（助成対象にならないもの ⇒ 旅費、昼食費、被服費、追試代等）

※令和2年4月から令和3年2月末までに修了したものに限りです。

助成人数

- ・介護職員初任者研修 **100名**
- ・生活援助従事者研修 **30名**

※応募者多数となった場合、1事業者2名までを選定後、事業者の規模等により決定します。

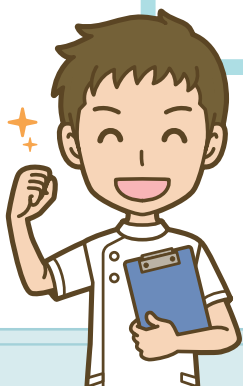
助成額

- ・介護職員初任者研修 **最大5万円**
- ・生活援助従事者研修 **最大3万円**

※一人当たり。「取扱手数料」は含まない。

応募締切 令和2年8月31日(月) ※必着

※この事業は山口県からの委託で山口県福祉人材センターが実施しています。





基本的な助成の流れ



1

申請

申請書(様式1)、収支予算書(様式1①)に、研修機関の名称、受講時期、受講人数等が確認できる書類を添付してください。

2

交付決定(不決定)

福祉人材センターより、交付決定(不決定)通知が届きます。

3

実績報告

実績報告書(様式2)、収支報告書(様式2①)に、

- 修了証明書の写し
- 在籍証明書(様式4)
- 受講料を事業所が負担したことを確認できる書類(領収証の写し等)

※事業者に対して助成をします。研修受講者本人が負担した受講料等は助成の対象とはなりません。

を添付してください。

4

額の確定

福祉人材センターより、助成金額の確定通知が届きます。

5

請求・口座申出

助成金の請求書兼口座申出書(様式3)を提出してください。

6

助成金振込

請求書を提出後、1～2週間程で指定口座にお振込いたします。

申請書提出先

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター

〒753-0072 山口市大手町 9-6
TEL 083-922-6200

▼ 申請書は当センターのホームページよりダウンロード出来ます。▼

yamaguchi-fjc.jp

山口県福祉人材センター

検索

